

令和 8 年度 葛飾区行政評価委員会評価表

事業名	区民の環境行動推進【助成金】・事業者の環境行動推進【助成金】	担当部	環境部
		担当課	環境課

基本情報

政策番号	17	政策	環境	施策番号	1	施策	気候変動対策
------	----	----	----	------	---	----	--------

事業の目的	区民や事業者の再生可能エネルギーの利用促進や省エネ設備・機器の導入促進、次世代自動車の利用促進を進め、CO2排出量の削減につなげる。
-------	--

実施内容	かつしかエコ助成金制度の充実や、区内の再生可能エネルギーの推進等に取り組むとともに、区民や事業者が省エネ行動を率先できるよう、環境意識の醸成とインセンティブの提供を行う。 【助成対象】 太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電池、ピークル・トゥ・ホーム（V2H）、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）、高反射率塗装、断熱改修、LED照明機器、充電設備（普通・急速）、高断熱住宅、宅配ボックス、空調設備、換気設備、ボイラー設備
------	--

関連するSDGsゴール

1	貧困		2	飢餓		3	保健		4	教育	○	5	ジェンダー		6	水	
7	エネルギー	○	8	経済		9	産業	○	10	不平等		11	都市	○	12	生産消費	
13	気候変動	○	14	海洋資源		15	陸上資源		16	平和		17	実施手段	○			

実績情報

活動指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目標	令和8年度
	国全体におけるCO2排出量		百万t-CO2	目標	—	—	—		
				実績	1,135 (R4実績)	1071 (R5実績)	994 (R6実績)		
	かつしかエコ助成金による支援（個人住宅）		件	目標	1,700	2,200	3,000		3,000
				実績	1,875	1,998	2,612		
	かつしかエコ助成金による支援（事業所）		件	目標	120	180	250	目標	250
				実績	130	198	229		



成果・評価指標									
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目標	令和8年度
	区内の家庭におけるCO2排出量		千t-CO2	目標	496	475	454		433
				実績	569 (R3実績)	548 (R4実績)	494 (R5実績)		
	区内事業所におけるCO2排出量		千t-CO2	目標	657	632	606	目標	574.2
				実績	661 (R3実績)	642 (R4実績)	599 (R5実績)		
【参考】子ども向け調査				実績					
目標との乖離の考察	CO2排出量及びエネルギー消費量は減少したが、コロナ禍を契機に在宅勤務が一定割合定着したことなど受けたことや、かつしかエコ助成金によって減少傾向にあると考えられる。エコ助成金については、令和4年2月のウクライナ侵攻の影響によるエネルギー価格の高騰を背景に、かつしかエコ助成金による助成件数は目標を大きく超え、件数も伸びている。								

予算及び決算状況

別紙1

※単位は円単位

内訳	令和5年度	令和6年度	令和7年度	経費の主な内訳
予算				
①当初予算	267,551,000	347,288,000	463,857,000	
②補正予算	214,346,000	393,349,000	548,118,000	
③繰越予算	0	0	0	
④流用等	265,864	1,579,950	523,330	
小計	(①+②+③+④)	482,162,864	742,216,950	1,012,498,330
予算財源	一般財源	482,162,864	739,216,950	998,244,330
	国庫支出金			
	都支出金		3,000,000	14,254,000
	その他			
決算	⑤執行額	477,017,118	734,909,706	1,001,877,600
	通信運搬費	316,118	479,706	611,400
	補助金	476,701,000	734,430,000	1,001,265,000
	消耗品費			1,200
	⑥間接額	5,444,894	7,116,358	10,532,949
⑦人件費	業務量（人）	2.25	2.25	2.25
		17,325,000	17,550,000	18,450,000
総コスト⑧＝(⑤+⑥+⑦)		499,787,012	759,576,064	1,030,860,549

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
単位の定義	エコ助成申請件数		
実績数値(⑨)	3,830	5,353	4,940
単位あたりコスト(⑧/⑨)	130,493円	141,897円	208,676円

決算増減の主な理由	かつしかエコ助成金の申請件数増加による。
-----------	----------------------

所管課による自己評価

必要性	○	ゼロエミッションかつしかの実現に向けては、区民や事業者がより温室効果ガスの削減につながる省エネ設備・機器を導入するためのインセンティブが不可欠である。
効率性	○	CO2削減をできる取組として、ソフト面の省エネ行動とハード面の省エネ・再エネ機器等の導入は最も身近であり、最適なものだと考える。
有効性	○	設備の更新は一度設置したら不可逆的に省エネルギー化を図ることが可能である。また、国や都の補助制度と連動して区が補助を行うことで、区民や事業者の経費負担の軽減につながり、省エネ設備の導入が促進される。

各評価項目を踏まえた総合的評価	助成件数は増加傾向にある一方、葛飾区全体におけるエネルギー消費量は2050年のゼロエミッション達成に向けた目標値との乖離が見られる状況である。今後、本区のCO2排出量及びエネルギー消費量の推移を注視するとともに、ゼロエミッションかつしかの実現に向け、より効果の高い取組を進める必要がある。
今後に向けた所管課の見解	本事業は気候変動対策の主要事業であるため、今後も社会状況の変化や技術革新の動向、国・都などの助成制度の動向などを踏まえ、効果的・効率的な助成制度となるよう、引き続き内容の検討を進める。なお、本事業は気候変動だけでなく、災害時のレジリエンスを向上し、断熱化によりヒートショックや熱中症を防ぎ健康で快適な住環境を実現するなど、幅広く貢献している。また、事業の効果についても検証を行い、その結果を踏まえながら、より効果的な制度となるよう検討を進めていく。

5 助成対象者

以下の要件をすべて備えた方が対象です。

- (1) 区内の自ら居住し、又は居住する予定の住宅に、新たに対象機器等を導入（リース・レンタルは除く）する個人の方。
- (2) 令和7年度の特別区民税・都民税・森林環境税を滞納していないこと。
- (3) 賃貸住宅又は使用貸借住宅の場合は、住宅の所有者から対象機器等を導入することについて同意を得ていること。
- (4) 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (5) 申請時点から過去10年間に於いて、同じ建物・同じ種類の機器等に対して既にかつしかエコ助成金制度に基づく区の助成を受けていないこと。
- (6) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (7) 住宅の販売又は譲渡を目的としていないこと。
- (8) 太陽光発電システムの場合は、申込者が系統連系の契約を結ぶこと。
- (9) 助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。
- (10) 太陽光発電システムに係る助成対象者にあつては、発電した電力の一部又は全部を設置した区内に存する住宅に使用すること。

6 必要書類

別紙（機器別の申請の手引き）をご覧ください。

7 完了報告の提出期限

最終提出期限：令和9年12月28日（火）必着（期限厳守）

- * 期限を過ぎた場合、助成金の交付ができなくなりますのでご注意ください。
- * 天災等やむを得ない事由で提出が遅れる場合は、必ず事前にご相談ください。
- * ご連絡なく、提出期限後に郵送にて提出があった場合は返送させていただきます。

8 その他 注意点

- ・事前協議書提出後、やむを得ないご事情以外の申請内容の変更は、原則認めません。
- ・滞納がないことの証明書として「納税証明書」が必要です（「課税証明書」ではないため、ご注意ください）。
- ・助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・導入する対象機器は未使用品であること。
- ・役所等の発行する証明書類は発行後3か月以内のものを用意ください。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です（他の補助金額との合計が助成対象経費を上回る場合は、上回る額を減額します）。
- ・同時に2項目以上を申し込む場合、事前協議書や納税証明書等は一部で構いません。
- ・申請者＝建物居住者＝領収書の名義人＝助成金の振込名義人であること。
- ・申請書類の返却はできません。提出する書類は必ず写し（コピー）を取り控えとして保管しておいてください。
- ・郵送の場合、区への到達日が受付・受理日となります。消印が申請期限内であっても到達が申請期限を過ぎた場合は助成金交付期限内に提出されたものと認められませんのでご注意ください。
- ・申請書類に不備があった場合、電話にて修正や書類の提出依頼をいたします。不備のないよう、よくご確認ください。また、修正や書類提出の連絡をした日から3か月経過しても、申請書類に不備がある場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

9 申請及び問い合わせ先

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所4階410番窓口）
〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号
TEL：03-5654-8228 又は 03-5654-8531

よくあるご質問
はこちら



混雑緩和のため、郵送による申請にご協力ください。
郵便事故防止のため配達状況を確認できる方法でお送りください。

令和8年度

個人住宅用（事前協議分）

かつしかエコ助成金のご案内

～再生可能エネルギーの利用促進や、省エネ・節電対策として、太陽光発電システムや省エネ機器などを導入する際、費用の一部を助成します～

- ◆集合住宅や事業所への導入については、「集合住宅用」「事業所用」（事前協議分）をご覧ください。
- ◆高断熱住宅の事後申請分についてはHPをご覧ください。

1 申込受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

（工事着工4週間前までにお申し込みください。）

2 対象機器

1 太陽光発電システム

2 蓄電池

3 ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）

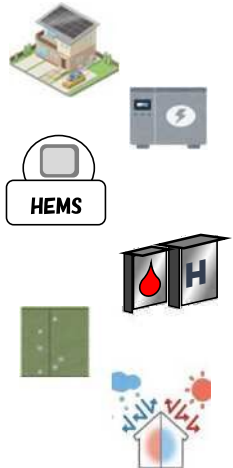
4 家庭用燃料電池（エネファーム）

5 ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）

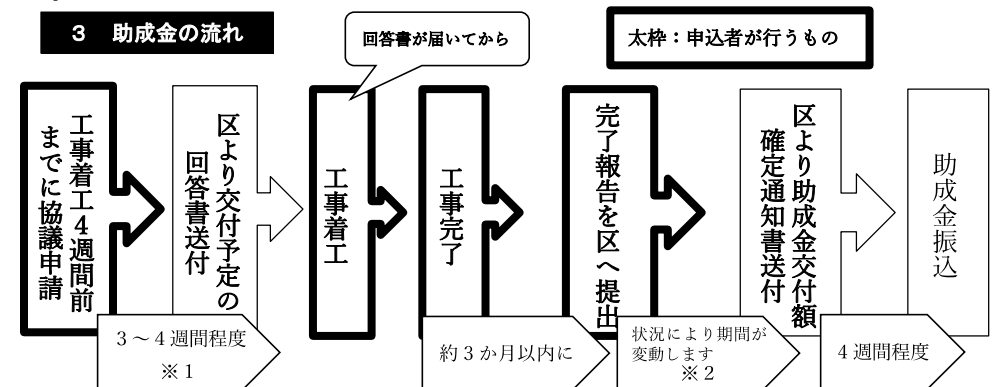
6 宅配ボックス

7 高反射率塗装

8 断熱改修



3 助成金の流れ



- ※1 申請の内容や添付書類によっては、目安よりも審査に時間がかかる可能性があります。
- ※2 通常、3～4週間程度で処理していますが申請が集中した場合は、交付額確定通知書の送付までの期間が長くなる場合があります。（令和7年度は、お支払いまで最大で6か月程度お待ちいただきました。）現在のお支払いまでの期間はホームページでご案内しています。
- ※1※2 回答書や通知書の発送日に関する個別の質問には対応できません。混雑緩和のため、ご協力お願い致します。

交付額確定通知書
送付までの期間に
ついてはこちら



4 要件と助成金額		申込の時期：設置工事前	
対象機器等	要件等	算出方法	限度額
	* 項目ごとのすべての要件を満たすこと		
太陽光発電システム * 申込者が系統連系の契約を結ぶこと * 住宅の上屋等に設置すること	・太陽電池の公称最大出力合計が 1 kW 以上であること。 ・発電した電力の全量を売電することを目的としていないこと。 ・財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは国際電気標準会議（IEC）の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。	6 万円/kW	30 万円
蓄電池 * 定置型のもの	国が実施するまたは実施していたネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業において、当該事業の執行団体（環境共創イニシアチブ（SII））に補助対象機器として登録されているもの。	助成対象経費の 1/4	20 万円
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） * 電気の使用量を自動的に計測して管理できる機器	・一般社団法人エコーネットコンソーシアムの ECHONET Lite を標準的なインターフェースとして搭載しているものであること。	2 万円/1 台まで	
◆併設加算 併設の対象となるいずれかの機器の申請が条件です	太陽光発電システム・蓄電池併設	一律 5 万円	
	太陽光発電システム・HEMS 併設	一律 1 万円	
エネファーム（家庭用燃料電池） * 燃料電池コージェネレーションシステムであって右の要件をすべて満たすもの	・1 台当たりの発電能力が定格出力 0.3 kW から 1.5kW までの間であること。 ・貯湯容量が 20 リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 JIS 基準（JIS C 8823）に基づく総合効率が LHV 基準で 80%以上であること。	5 万円/1 台まで	
ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H） * 電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を持つシステム	国が実施する又は実施していた次の事業において、当該事業の執行団体（（一社）次世代自動車振興センター）に対象製品として登録されているもの ・クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金	本体価格の 1/3	15 万円

申込の時期：設置工事前			
対象機器等	要件等	算出方法	限度額
	* 項目ごとのすべての要件を満たすこと		
宅配ボックス * 業者による設置工事を伴うもの	・施錠できる構造となっていること（南京錠で施錠するものは除く）。 ・3 辺の合計が 75 センチメートル以上の荷物が投函できる大きさがあること。 ・設置する機器は袋式及び折りたたみ式でないこと。 ・業者の設置工事により移設できないよう固定されていること。（申請者自らが設置できるものは対象外）	助成対象経費の 1/2（「IoT」対応*：助成対象経費の 2/3） * 宅配ボックス自体がインターネットに接続しているタイプの製品で、スマートフォンへの通知機能があるもの	5 万円 (IoT 対応：15 万円)
高反射率塗装（屋根等・壁） ★改修のみ * 屋根は屋上等を含む	日射反射率（近赤外線領域）が 70%以上又は同等以上の性能であること。	屋根等又は壁を塗装する場合 一律 5 万円/戸 屋根等及び壁を塗装する場合 一律 10 万円/戸	
断熱改修（外壁、屋根、天井、床、窓） ★改修のみ	外壁、屋根、天井の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R 値）が 2.7 以上であること。床の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R 値）が 2.2 以上であること。 窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が 2.3（W/㎡・K）以下であること。	助成対象経費の 1/4	20 万円

※助成対象経費：対象となる機器等の本体価格＋工事代

- ・V2Hの「本体価格」とは、設置工事費や電力切替盤等付属品の価格は含みません。
- ・助成対象者が自ら設置工事を行う場合、助成対象物の本体及び資材に係る費用を「助成対象経費」とします。

※高反射率塗装と断熱改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。

※太陽光発電システム、エネファーム（家庭用燃料電池）、ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）、宅配ボックス、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及び蓄電池付きの建売住宅を購入する場合にあっては、建物の引渡しの日より4週間前までに事前協議書の申し込みが必要です。

※太陽光発電システムの最大出力は、すべて計算し終わって、合計を出す段階で小数点以下第3位を四捨五入します。

◆併設加算の要件 次の①、②のいずれかに該当すること。

①一方の既に設置済（既設）の機器に併設する場合 ②両方の機器を同時に設置する場合

（1）太陽光発電システム 既設の要件 次の①～③のいずれかに該当すること。

①令和8年度の太陽光発電システムの要件に該当すること
 ②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの
 ③財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けていたもの又は国際電気標準会議（IEC）の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていたものであり、太陽電池の公称最大出力合計が 1 kW 以上であること

（2）蓄電池 既設の要件 次の①、②のいずれかに該当すること。

①令和8年度の蓄電池の要件に該当すること ②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの

（3）HEMS 既設の要件 次の①、②のいずれかに該当すること。

①令和8年度のHEMSの要件に該当すること ②かつしかエコ助成金（令和2年度～）で助成を受けたもの

5 助成対象者

「集合住宅」の定義：一棟の建物のうち構造上区分され、独立して住居としての用に供することができる部分が3戸以上のもの。

以下の要件をすべて備えた方が対象です。

- (1) 区内に住所を要する集合住宅の共用部分に、新たに対象機器等を導入する方が対象となります。リース・レンタルは除く(ただし、LED照明機器改修については、この限りでない)。
- (2) 区内に集合住宅を所有または所有を予定する中小企業者等(中小企業法第2条に規定する中小企業者、中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等共同組合、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人等) *個人事業者も含まれます。または区内分譲マンションの管理組合(区分所有者の集会(総会)において議決を得ていること。)
- (3) 令和7年度の特別区民税・都民税・森林環境税又は、直近の法人住民税を滞納していないこと。
- (4) 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (5) 申請時点から過去10年間に於いて、同じ建物・同じ種類の機器等に対して既にかつしかエコ助成金制度に基づく区の助成を受けていないこと。
- (6) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (7) 住宅の販売又は譲渡を目的としていないこと。
- (8) 太陽光発電システムの場合は、申込者が系統連系の契約を結ぶこと。
- (9) 助成金交付後に代金還元(キャッシュバック)を受けないこと。
- (10) 太陽光発電システムに係る助成対象者にあつては、発電した電力の一部又は全部を設置した区内に存する集合住宅の共用部分に使用すること。

6 必要書類

別紙(機器別の申請の手引き)をご覧ください。

7 完了報告の提出期限

最終提出期限：令和9年12月28日(火) 必着(期限厳守)

- * 期限を過ぎた場合、助成金の交付ができなくなりますのでご注意ください。
- * 天災等やむを得ない事由で提出が遅れる場合は、必ず事前にご相談ください。
- * ご連絡なく、提出期限後に郵送にて提出があった場合は返送させていただきます。

8 その他 注意点

- ・事前協議書提出後、やむを得ないご事情以外の申請内容の変更は、原則認めません。
- ・滞納がないことの証明書として「納税証明書」が必要です(「課税証明書」ではないため、ご注意ください)。
- ・助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・導入する対象機器は未使用品であること。
- ・役所等の発行する証明書類は発行後3か月以内のものを用意ください。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です(他の補助金額との合計が助成対象経費を上回る場合は、上回る額を減額します)。
- ・同時に2項目以上を申し込む場合、事前協議書や納税証明書等は一部で構いません。
- ・申請者=集合住宅の所有者(管理組合等)=領収書の名義人=助成金の振込名義人 であること。
- ・申請書類の返却はできません。提出する書類は必ず写し(コピー)を取り控えとして保管しておいてください。
- ・郵送の場合、区への到達日が受付・受理日となります。消印が申請期限内であっても到達が申請期限を過ぎた場合は助成金交付期限内に提出されたものと認められませんのでご注意ください。
- ・申請書類に不備があった場合、電話にて修正や書類の提出依頼をいたします。不備のないよう、よくご確認ください。また、修正や書類提出の連絡をした日から3か月経過しても、申請書類に不備がある場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

9 申請及び問い合わせ先

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係(区役所4階410番窓口)
〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号
TEL: 03-5654-8228 又は 03-5654-8531

混雑緩和のため、郵送による申請にご協力ください。
郵便事故防止のため配達状況を確認できる方法でお送りください。

よくあるご質問
はこちら



令和8年度

集合住宅用 (事前協議分)

かつしかエコ助成金のご案内

～再生可能エネルギーの利用促進や、省エネ・節電対策として、太陽光発電システムや省エネ機器などを導入する際、費用の一部を助成します～

- ◆個人住宅や事業所への導入については、「個人住宅用」「事業所用」(事前協議分)をご覧ください。
- ◆充電設備(普通・急速)の事後申請分についてはHPをご覧ください。

1 申込受付期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

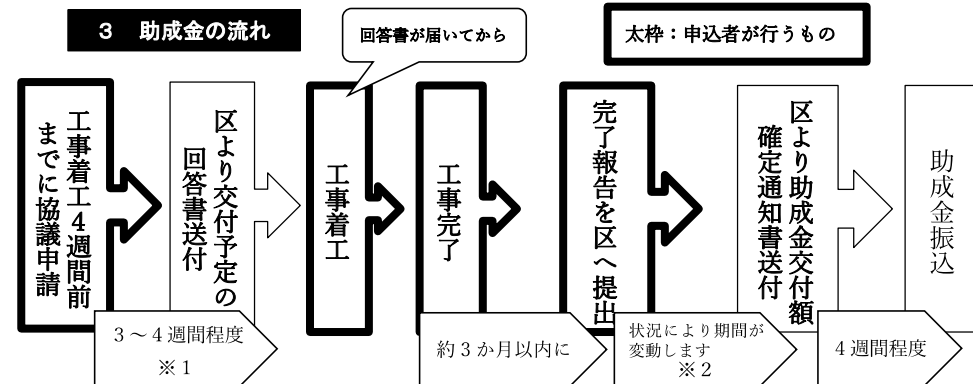
(工事着工4週間前までにお申し込みください。)

2 対象機器

- 1 太陽光発電システム
- 2 蓄電池
- 3 ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)
- 4 宅配ボックス
- 5 高反射率塗装
- 6 断熱改修
- 7 LED照明機器改修



3 助成金の流れ



- ※1 申請の内容や添付書類によっては、目安よりも審査に時間がかかる可能性があります。
- ※2 通常、3～4週間程度で処理していますが申請が集中した場合は、交付額確定通知書の送付までの期間が長くなる場合があります。
(令和7年度は、お支払いまで最大で6か月程度お待ちいただきました。)
- 現在のお支払いまでの期間はホームページでご案内しています。
- ※1※2 回答書や通知書の発送日に関する個別の質問には対応できません。
混雑緩和のため、ご協力お願い致します。



4 要件と助成金額		申込の時期：設置工事前	
対象機器等	要件等	算出方法	限度額
	* 項目ごとのすべての要件を満たすこと		
太陽光発電システム * 申込者が系統連系の契約を結ぶこと * 集合住宅の上屋等に設置すること	・太陽電池の公称最大出力合計が1kW以上であること。 ・発電した電力の全量を売電することを目的としていないこと。 ・財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは国際電気標準会議（IEC）の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。	6 万円/kW	30 万円
蓄電池 * 定置型のもの	国が実施するまたは実施していたネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業において、当該事業の執行団体（環境共創イニシアチブ（SII））に補助対象機器として登録されているもの。	助成対象経費の1/4	100 万円 （10kWh 未満：20 万円）
◆併設加算 併設の対象となるいずれかの機器の申請が条件です	太陽光発電システム・蓄電池併設	一律5万円	
ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H） * 電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を持つシステム	国が実施する又は実施していた次の事業において、当該事業の執行団体（（一社）次世代自動車振興センター）に対象製品として登録されているもの ・クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金	本体価格の1/3	20 万円
宅配ボックス * 業者による設置工事を伴うもの	・施錠できる構造となっていること（南京錠で施錠するものは除く）。 ・3 辺の合計が75センチメートル以上の荷物が投函できる大きさがあること。集合住宅用の宅配ボックスについては、1 つ以上のボックスが本要件を満たすこと。 ・設置する機器は袋式及びおりたたみ式でないこと。 ・業者の設置工事により移設できないよう固定されていること。（申請者自らが設置できるものは対象外。）	助成対象経費の1/2（「IoT」対応*： 助成対象経費の2/3） * 宅配ボックス自体がインターネットに接続しているタイプの製品で、スマートフォンへの通知機能があるもの	15 万円 （IoT 対応：25 万円）

申込の時期：設置工事前（改修のみ）			
対象機器等	要件等	算出方法	限度額
	* 項目ごとのすべての要件を満たすこと		
高反射率塗装（屋根等・壁） ★改修のみ * 屋根は屋上等を含む	日射反射率（近赤外線領域）が70%以上又は同等以上の性能であること。	助成対象経費の1/4 又は施工面積（㎡）×1,000 円（助成単価）のいずれか小さい額	100 万円
断熱改修（外壁、屋根、天井、床、窓） ★改修のみ	外壁、屋根、天井の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R 値）が2.7 以上であること。床の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R 値）が2.2 以上であること。 窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が2.3（W/㎡・K）以下であること。	助成対象経費の1/4	100 万円
LED 照明機器改修 ★新設は対象外 ★電球のみの改修は対象外 ★助成対象経費が10 万円以上の改修であるもの	蛍光灯等LED 照明以外からの変更であり、固有エネルギー消費効率・平均演色評価数Ra・モジュール寿命が以下の基準以上のものであること。ただし、LED 誘導灯器具への変更の場合は以下の基準を満たすものであること。リースの場合は、リース契約期間が5 年以上であること。	助成対象経費の1/2	50 万円
	LED 照明機器/非常灯機器（常時点灯型に限る）		
	LED 誘導灯器具		
	【LED 照明器具（本体および電球の改修）】 ・固有エネルギー消費効率 80 lm/W ・平均演色評価数Ra 70 ・モジュール寿命 40,000 時間 * 東京都 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」として指定されていること		

- ※助成対象経費：対象となる機器等の本体価格＋工事代
- ・V2Hの「本体価格」とは、設置工事費や電力切替盤等付属品の価格は含みません。
 - ・助成対象者が自ら設置工事等を行う場合、助成対象物の本体及び資材に係る費用を「助成対象経費」とします。
- ※高反射率塗装と断熱改修、LED 照明機器改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。
- ※太陽光発電システムの最大出力、高反射率塗装の施工面積は、すべて計算し終わって、合計を出す段階で小数点以下第3位を四捨五入します。
- ◆併設加算の要件 次の①、②のいずれかに該当すること。
- ①一方の既に設置済（既設）の機器に併設する場合
 - ②両方の機器を同時に設置する場合
- （1）太陽光発電システム 既設の要件 次の①～③のいずれかに該当すること。
- ①令和8年度の太陽光発電システムの要件に該当すること
 - ②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの
 - ③財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けていたもの又は国際電気標準会議（IEC）の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていたものであり、太陽電池の公称最大出力合計が1kW以上であること
- （2）蓄電池 既設の要件 次の①、②のいずれかに該当すること。
- ①令和8年度の蓄電池の要件に該当すること
 - ②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの

5 助成対象者

区内に住所を要する事業所等が、その事業を行う場所・事務所に新たに対象機器等を導入する場合で以下の項目に該当する方が対象となります。

リース・レンタルは除きます（ただし、LED 照明機器改修については、この限りではありません）。

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ・中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
- ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 ・私立学校法第3条に規定する学校法人
- ・医療法第39条に規定する医療法人 ・宗教法人法第4条に規定する宗教法人
- ・地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体
- ・その他上記以外の団体であって、区長が特に必要と認めるもの。
- ・【工場】【指定作業場】の場合：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。

以下の要件をすべて備えた方が対象です。

- (1) 令和7年度の特別区民税・都民税・森林環境税又は、直近の法人都民税を滞納していないこと。
- (2) 賃貸又は使用賃借の場合は、建物の所有者から対象機器等を導入することについて同意を得ていること。
- (3) 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (4) 申請時点から過去10年間に於いて、同じ建物・同じ種類の機器等に対して既にかつしかエコ助成金制度に基づく区の助成を受けていないこと。
- (5) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (6) 太陽光発電システムの場合は、申込者が系統連系の契約を結ぶこと。
- (7) 助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。
- (8) 太陽光発電システムに係る助成対象者にあつては、発電した電力の一部又は全部を設置した区内に存する事業所に使用すること。

6 必要書類

別紙（機器別の申請の手引き）をご覧ください。

7 完了報告の提出期限

最終提出期限：令和9年12月28日（火）必着（期限厳守）

＊期限を過ぎた場合、助成金の交付ができなくなりますのでご注意ください。

＊天災等やむを得ない事由で提出が遅れる場合は、必ず事前にご相談ください。

＊ご連絡なく、提出期限後に郵送にて提出があった場合は返送させていただきます。

8 その他 注意点

- ・事前協議書提出後、やむを得ない事情以外の申請内容の変更は、原則認めません。
- ・滞納がないことの証明書として「納税証明書」が必要です（「課税証明書」ではないため、ご注意ください）。
- ・助成金額の1、000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・導入する対象機器は未使用品であること。
- ・役所等の発行する証明書類は発行後3か月以内のものを用意ください。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です（他の補助金額との合計が助成対象経費を上回る場合は、上回る額を減額します）。
- ・同時に2項目以上を申し込む場合、事前協議書や納税証明書等は一部で構いません。
- ・申請者＝事業者（法人又は個人事業主）＝領収書の名義人＝助成金の振込名義人 であること。
- ・申請書類の返却はできません。提出する書類は必ず写し（コピー）を取り控えとして保管しておいてください。
- ・郵送の場合、区への到達日が受付・受理日となります。消印が申請期限内であっても到達が申請期限を過ぎた場合は助成金交付期限内に提出されたものと認められませんのでご注意ください。
- ・申請書類に不備があった場合、電話にて修正や書類の提出依頼をいたします。不備のないよう、よくご確認ください。また、修正や書類提出の連絡をした日から3か月経過しても、申請書類に不備がある場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

9 申請及び問い合わせ先

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所4階410番窓口）
〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号
TEL：03-5654-8228 又は 03-5654-8531

よくあるご質問
はこちら



混雑緩和のため、郵送による申請にご協力ください。
郵便事故防止のため配達状況を確認できる方法でお送りください。

令和8年度

事業所用（事前協議分）

かつしかエコ助成金のご案内

～再生可能エネルギーの利用促進や、省エネ・節電対策として、太陽光発電システムや省エネ機器などを導入する際、費用の一部を助成します～

- ◆個人住宅や集合住宅への導入については、「個人住宅用」「集合住宅用」（事前協議分）をご覧ください。
- ◆充電設備（普通・急速）等の事後申請分についてはHPをご覧ください。

1 申込受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

（工事着工4週間前までにお申し込みください。）

2 対象機器

1 太陽光発電システム

2 蓄電池

3 ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）

4 宅配ボックス

5 高反射率塗装

6 断熱改修

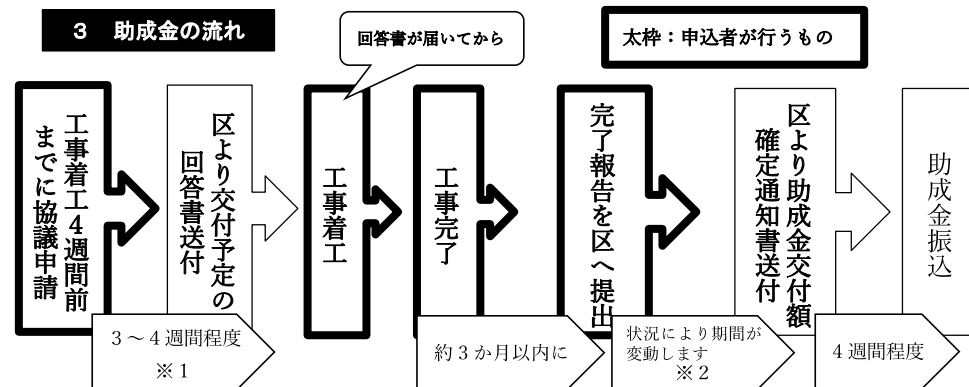
7 LED照明機器改修

8 換気設備機器

9 省エネ型小規模燃焼機器等



3 助成金の流れ



- ※1 申請の内容や添付書類によっては、目安よりも審査に時間がかかる可能性があります。
- ※2 通常、3～4週間程度で処理していますが申請が集中した場合は、交付額確定通知書の送付までの期間が長くなる場合があります。（令和7年度は、お支払いまで最大で6か月程度お待ちいただきました。）
現在のお支払いまでの期間はホームページでご案内しています。
- ※1※2 回答書や通知書の発送日に関する個別の質問には対応できません。
混雑緩和のため、ご協力お願い致します。



4 要件と助成金額		申込の時期：設置工事前	
対象機器等	要件等	算出方法	限度額
	* 項目ごとのすべての要件を満たすこと		
太陽光発電システム * 申込者が系統連系の契約を結ぶこと * 事業所等の上屋等に設置すること	・太陽電池の公称最大出力合計が3kW以上であること。 ・発電した電力の全量を売電することを目的としていないこと。 ・財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは国際電気標準会議（IEC）の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。	6 万円/kW	60 万円
蓄電池 * 定置型のもの	国が実施するまたは実施していたネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業において、当該事業の執行団体（環境共創イニシアチブ（SII））に補助対象機器として登録されているもの。	助成対象経費の1/4	100 万円（10kWh未満：20 万円）
◆併設加算 併設の対象となるいずれかの機器の申請が条件です	太陽光発電システム・蓄電池併設	一律5万円	
ピークル・トゥ・ホームシステム（V2H） * 電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を持つシステム	国が実施する又は実施していた次の事業において、当該事業の執行団体（（一社）次世代自動車振興センター）に対象製品として登録されているもの ・クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	本体価格の1/3	15 万円
宅配ボックス * 業者による設置工事を伴うもの	・施錠できる構造となっていること（南京錠で施錠するものは除く）。 ・3 辺の合計が75センチメートル以上の荷物が投函できる大きさがあること。 ・設置する機器は袋式及びおりたたみ式でないこと。 ・業者の設置工事により移設できないよう固定されていること。（申請者自らが設置できるものは対象外）	助成対象経費の1/2（「IoT」対応*：助成対象経費の2/3） * 宅配ボックス自体がインターネットに接続しているタイプの製品で、スマートフォンへの通知機能があるもの	5 万円（IoT 対応：15 万円）
高反射率塗装（屋根等・壁） ★改修のみ * 屋根は屋上等を含む	日射反射率（近赤外線領域）が70%以上又は同等以上の性能であること。	助成対象経費の1/4又は施工面積（㎡）×1,000 円（助成単価）のいずれか小さい額	40 万円
断熱改修（外壁、屋根、天井、床、窓） ★改修のみ	外壁、屋根、天井の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R 値）が2.7 以上であること。床の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R 値）が2.2 以上であること。窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が2.3（W/㎡・K）以下であること。	助成対象経費の1/4	40 万円

※助成対象経費：対象となる機器等の本体価格＋工事代
・V2Hの「本体価格」とは、設置工事費や電力切替盤等付属品の価格は含みません。
・助成対象者が自ら設置工事等を行う場合、助成対象物の本体及び資材に係る費用を「助成対象経費」とします。
※高反射率塗装、断熱改修、LED 照明機器改修、省エネ型小規模燃焼機器等への改修、その他小エネルギー診断及び節電診断の結果に基づき導入する省エネルギー・節電設備への改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。

申込の時期：設置工事前				
対象機器等	要件		算出方法	限度額
	＊項目ごとのすべての要件を満たすこと			
LED 照明機器改修 ★新設は対象外 ★電球のみの改修は対象外 ★助成対象経費が 10 万円以上の改修であるもの	蛍光灯等LED照明以外からの変更であり、固有エネルギー消費効率・平均演色評価数Ra・モジュール寿命が以下の基準以上のものであること。 ただし、LED 誘導灯器具への変更の場合は以下の基準を満たすものであること。リースの場合は、リース契約期間が 5 年以上であること。		助成対象経費の 1 / 2	50 万円
	LED 照明機器/非常灯機器（常時点灯型に限る）	【LED照明器具（本体および電球の改修）】 ・固有エネルギー消費効率 80 lm/W ・平均演色評価数Ra 70 ・モジュール寿命 40,000 時間		
	LED 誘導灯器具	東京都 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」として指定されていること。		
換気設備 ★改修・新設も対象	熱交換型換気設備（以下（あ）及び（い）の要件を満たすもの） （あ）JIS B 8628 に規定されるものであること。 （い）熱交換率が 40%以上であること。		助成対象経費の 1 / 4	100 万円
省エネ型小規模燃焼機器等への改修（小型ボイラー、ガス発電給湯器、燃料電池） ★改修のみ	・小規模燃焼機器にあっては、東京都低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度において、認定対象機器として指定されていること（「認定機器・事業者一覧」に掲載されている機器であること）。 ・ガス発電給湯器にあっては、以下の要件を満たすものであること。 ①ガスエンジンユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。 ②貯湯容量が90リットル以上の貯湯ユニットを有するものであること。 ・燃料電池コージェネレーションシステムにあっては、以下の要件を満たすものであること。 ①1台当たりの発電能力が定格0.3kW以上のものであること。 ②貯湯容量が20リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 ③JIS基準（JISC 8823）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。		助成対象経費の 1 / 4	100 万円 ※発電能力が定格1.5kWまでの燃料電池を導入する場合は、住宅対象の助成金額と同額の5万円を1台まで適用する。
その他省エネルギー診断及び節電診断の結果に基づき導入する省エネルギー・節電設備への改修 ★改修のみ	東京都地球温暖化防止活動推進センター若しくは財団法人省エネルギーセンター若しくは東京都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー及び節電診断に基づき導入する省エネルギー・節電設備であること。		助成対象経費の 1 / 4	100 万円

※太陽光発電システムの最大出力、高反射率塗装の施工面積は、すべて計算し終わって、合計を出す段階で小数点以下第3位を四捨五入します。
◆併設加算の要件 次の①、②のいずれかに該当すること。
①一方の既に設置済（既設）の機器に併設する場合 ②両方の機器を同時に設置する場合
（1）発電システム 既設の要件 次の①～③のいずれかに該当すること。
①令和8年度の太陽光発電システムの要件に該当すること
②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの
③財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けていたもの又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていたものであり、太陽電池の公称最大出力合計が1kW以上であること
（2）蓄電池 既設の要件 次の①、②のいずれかに該当すること。
①令和8年度の蓄電池の要件に該当すること ②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの

かつしかエコ助成金（事後申請分*）のご案内

*「事後」とは、要件に定める国の補助金交付後・車両等の購入（導入）後・住宅の建築後を指します。

【申込受付期間】

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

【対象項目・対象者】

対象項目	申請できる対象者		
	個人住宅	集合住宅	事業所
充電設備（普通・急速）	×	○	○
空調設備機器改修	×	×	○
高断熱住宅	○	×	×
温室効果ガス排出量算定・削減クラウドサービス	×	×	○

【助成対象者】〈共通事項〉

- ・前年度の住民税/直近の法人都民税を滞納していないこと。
- ・新たに対象機器を導入するものであること【リース・レンタルは除く。ただし、空調設備機器改修についてはこの限りでない】。
- ・対象機器等は、新品未使用のものとする。
- ・空調設備機器改修、高断熱住宅においては、申請時点から過去 10 年間に於いて既に「かつしかエコ助成金」の交付を受けていないこと。
- ・クラウドサービスにおいては、過去 2 回以上に於いて既に「かつしかエコ助成金」の交付を受けていないこと（助成回数の上限は 2 回までとする）。
- ・充電設備（普通・急速）の導入については、過去に充電設備（普通・急速）の「かつしかエコ助成金」の交付を受けていないこと。
- ・賃貸又は使用貸借の場合は、所有者から同意を得ていること。
- ・対象機器等を導入する建築物は建築基準法その他法令等に適合するものであること。
- ・住宅（機器等）の販売又は譲渡を目的としていないこと。
- ・助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。

【助成対象者】

〈対象者ごとの要件〉

個人住宅	・区内の自ら居住（または居住予定）の住宅に機器等を導入する個人の方
集合住宅	・区内に集合住宅を所有（又は予定）する中小企業者等*1 または個人オーナー ・区内分譲マンションの管理組合*2であること。 ・一棟の建物のうち構造上区分され独立して住居としての用に供する部分が3戸以上のものであり、建物が区内にあること。 ・共用部分に対象機器を導入すること。
事業所	・区内に住所を有する中小企業者等*1（個人事業主を含む）が、自らその事業を行う区内の事業所に対象機器等を導入すること。 ・工場・指定作業場の場合、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」により認可等を受けていること。

*1 中小企業者等

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ・中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
- ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ・私立学校法第3条に規定する学校法人
- ・医療法第39条に規定する医療法人
- ・宗教法人法第4条に規定する宗教法人
- ・地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体
- ・その他上記以外の団体で、区長が特に必要と認めるもの。

*2 管理組合

- ・区分所有者の集会（総会）において、議決を得ていること

【その他注意事項】

- ・助成金額の1, 000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・役所等の発行する証明書類は発行後3か月以内のものを用意ください。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です(他の補助金額との合計が助成対象経費を上回る場合は、上回る額を減額します)。
- ・不足書類等があった場合、必ず期限までに追加書類を揃えてください(期限を過ぎると権利が失われます)。

【助成金交付の流れ】

空調設備機器改修・充電設備・高断熱住宅・クラウドサービス

- 1 区に「交付申請書」、「請求書」および必要書類を提出

▼ 状況により期間が変動します ※1

- 2 区より「交付額確定通知書」送付

▼ 4週間程度

- 3 助成金振込み

交付額確定通知書
送付までの期間に
ついてはこちら



※1 通常、3～4週間程度で処理していますが申請が集中した場合は、交付額確定通知書の送付までの期間が長くなる場合があります。

（令和7年度は、お支払いまで最大で6か月程度お待ちいただきました。）

現在のお支払いまでの期間はホームページでご案内しています。

【申請及び問い合わせ先】

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所4階410番窓口）

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

EL：03-5654-8228 又は 03-5654-8531

混雑緩和のため、郵送による申請にご協力ください。

郵便事故防止のため配達状況を確認できる方法でお送りください。

【対象項目ごとの要件】 必要書類については、各「交付申請書」をご覧ください。

充電設備（普通・急速）

助成対象者	区内の集合住宅の所有者または中小企業者等（個人事業主を含む）
対象設備	普通・急速充電設備（電気自動車等に電気を供給するものであること）
助成額	CEV 補助金*の交付額の 1/4（上限 30 万円）
助成要件	① CEV 補助金*の交付を受けたものであること。 ② 令和 4 年 4 月 1 日以降に購入したもの。 ③ 集合住宅の場合は、「共用部分」に導入するものであること。

* 経済産業省

クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入促進補助金）

空調設備機器改修

助成対象者	区内の中小企業者等（個人事業主を含む）
助成額	・助成対象経費の 1/4（上限 100 万円）
助成要件	・東京都 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」として指定を受けた機器であること。* ¹ ・リースの場合は、リース契約期間が 5 年以上であること。* ² ※新設は対象外

*¹ 東京都→中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」の HP から検索できます。

*² リースの場合は、リース契約期間が 5 年以上であること。申請者は「リース事業者」ではなく、空調設備を導入する者「助成金の振込先」です。

高断熱住宅

助成対象者	区内に新築住宅を建設する個人		
断熱等性能等級 【助成額】	① 等級 5	【15 万円】	
	② 等級 6	【60 万円】	
	③ 等級 7	【80 万円】	
	『ZEH』* ¹ の場合		【30 万円 加算】
助成要件	① 区内に建物を新築（引き渡し日から交付申請書提出日まで 1 年以内）するもの。 ② 新築した建物に自ら居住すること。 ③ 住宅性能表示制度による「断熱等性能等級」が 5 以上のもの。 ④ 所定の等級や『ZEH』を証する指定の書類* ² が提出できること。		
参考 (UA 値)	等級 5	等級 6	等級 7
	・ UA 値：0.6 以下	・ UA 値：0.46 以下	・ UA 値：0.26 以下

* 1 ・ B E L S 評価書に『ZEH』マークが表示されているもの

（「Nearly ZEH」「ZEH Oriented」は加算の対象外）

* 2 ・ 住宅性能表示制度に基づく「建設住宅性能評価書」

・ B E L S 評価書（自己評価により発行したものを除く）

亀有信用金庫・東榮信用金庫は、区と協働して高断熱住宅の普及を促進しており、高断熱住宅の新築に係る住宅ローンに優遇金利を設定しています。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

用語説明

・住宅性能表示制度

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく評価方法で、第三者機関が住まいの性能（耐震性、断熱・省エネ性、メンテナンスのしやすさなど）を表示する制度です。

・BELS（ベルス）

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく評価方法で、住まいの省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度です。

・UA 値

「外皮平均熱貫流率」の略称で、建物内部の窓や壁などから、外部へと逃げる熱量を外皮等の面積全体で平均した値のことです。住宅の「熱の逃げやすさ」を示した数値（値が小さいほど断熱性能が高い）です。

・『ZEH』（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

「外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅」のことです。

温室効果ガス排出量算定・削減クラウドサービス

以下のクラウドサービスを利用する事業所に対し、その利用料を助成するもの

助成対象者	区内の中小企業等【法人・個人事業主】
対象となるクラウドサービス*	・ アスゼロ（アスエネ株式会社） ・ カーボンノート（株式会社オーイーシー） ・ Sustana（株式会社三井住友銀行） ・ Zeroboard（株式会社ゼロボード） ・ e-dash（e-dash 株式会社） ・ ファストカーボン（株式会社ディエスジャパン）
助成額（上限額）	1年間分の利用料の1／2：上限15万円
助成要件	・ 温室効果ガス排出量などを管理できる事業者の環境経営に資するもので、かつ実践的な行動革新の提言など分析機能があること。 ・ 月や年単位で使用料が発生すること。 ・ 利用期間が1年以上あること。

*その他クラウドサービスについては、事前に区へご相談ください。

施策 1 気候変動対策



省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、気候変動対策を進めます

1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、地球温暖化による気候変動の影響が深刻さを増しており、猛暑日及び大雨の日数の増加、豪雨による土砂災害や河川氾濫等の甚大な被害が発生しています。
- 区は、令和2（2020）年2月に、都内の区市町村に先がけ、「ゼロエミッションかつしか」を宣言し、2050年までに温室効果ガス（二酸化炭素）の実質排出量ゼロを目指すことを表明しました。
- また、令和4年3月に策定した第3次葛飾区環境基本計画において、区内の温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに対平成25（2013）年度比で50%削減する目標を設定し、その達成に向け、区民・事業者に対する省エネ改修・省エネ設備・再生可能エネルギーの利用促進のための助成事業や、区内小・中学生を対象にした環境学習等を実施しています。
- 今後は、低炭素社会から脱炭素社会への転換に向けて、区民や事業者等と協働しながら更なる気候変動対策に取り組み、区内で排出される温室効果ガスを削減していく必要があります。
- 国の第五次環境基本計画では、各地域がその特性を生かし、持続可能な自立・分散型の社会を目指す「地域循環共生圏」が掲げられており、地域間連携により互いの地域資源を補完し、支え合う取組を図っていくことが求められています。

2 施策の方向性

- **脱炭素社会の構築** 温室効果ガスを2030年度までに50%削減し、2050年度までに実質ゼロとするために、クリーンなエネルギーや省エネを区民の生活に浸透させ、脱炭素社会の構築を目指します。
- **区民・事業者の環境行動の促進** 環境に関する技術革新の進展に注視しつつ助成制度の見直しを常に行うなど、区民・事業者の省エネをはじめとする環境行動を促進する取組を充実させます。
- **次世代への啓発の充実** 次世代を担う子どもたちが省エネ行動や再生可能エネルギーの利用に積極的に取り組めるよう、子ども向けの啓発を充実させます。
- **区の環境行動の推進** 区内最大の事業者である区が、再生可能エネルギーの導入、公共施設におけるZEBの標準化、庁用車のZEV[※]化に率先して取り組みます。また、公共施設の改修や建替えを行う際に、率先して環境に配慮した技術等を積極的に導入します。
- **気候変動適応策の推進** 気候変動対策を推進するため、温室効果ガスの排出量を抑制する取組（緩和策）に加え、気候変動の影響に対する取組（適応策）を同時に推進します。